議第392号、議第393号

意見書の要旨

(西五反田七丁目地区)

意見書の要旨

[議第392号、議第393号]

東京都市計画地区計画の決定ならびに、東京都市計画高度利用地区の変更に係る都市計画の案を、令和4年2月24日から 2週間、公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

名称	意見書の要旨	品川区の見解
東京都市計画地区計画	I 賛成意見に関するもの O通(O名)	I 賛成意見に関するもの
東京都市計画高度利用地区	II 反対意見に関するもの○通(○名)	Ⅱ 反対意見に関するもの